

オンライン資格確認システムに係る診療報酬上の対応の実施状況調査報告書 (案) <概要>

調査の概要①

1 調査の目的

○オンライン資格確認等システムの活用により、診断及び治療等の質の向上を図る観点から、外来において、オンライン資格確認等システムを通じて患者の薬剤情報または特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することを評価する医療情報・システム基盤整備体制充実加算が、令和4年10月から設けられた。

○本調査では、オンライン資格確認等システムを通じた患者情報等の活用に関して、オンライン資格確認等システムの導入状況も踏まえ、今回改定による影響等について調査・検証を行った。

2 調査の対象及び調査方法

本調査では、「①医科診療所調査」「②病院調査」「③歯科診療所調査」「④保険薬局調査」「⑤患者調査(郵送調査)」「⑥患者調査(インターネット調査)」の6つの調査を実施した。各調査の対象は、次のとおりである。

①医科診療所調査

全国の医科診療所の中から無作為抽出した施設を調査対象とし、調査客体は2,000施設とした。

②病院調査

全国の病院の中から無作為抽出した施設を調査対象とし、調査客体は2,000施設とした。

③歯科診療所調査

全国の歯科診療所の中から無作為抽出した施設を調査対象とし、調査客体は2,000施設とした。

調査の概要②

2 調査の対象及び調査方法(続き)

④保険薬局調査

全国の保険薬局の中から無作為抽出した施設を調査対象とし、調査客体は2,000施設とした。

⑤患者調査(郵送調査)

前記①、②、③の対象施設の調査期間中に受診した外来患者、前記④の対象施設の調査期間中に来局した外来患者を調査対象とし、1施設につき2名を本調査の対象とし、調査客数は最大で16,000名(4調査×2,000施設×2名=16,000名)とした。

⑥患者調査(インターネット)

マイナンバーカードを健康保険証として利用し、直近3か月間以内に1回以上医療機関を受診した患者又は処方箋を薬局に持参した患者及びそれ以外の患者を調査対象とした。調査客数は5,000名とした。

3 調査方法

本調査の①～④については、郵送発送による自記式アンケート調査方式により実施した。回答は、紙媒体(IDを印字した調査票)に記入後、郵送返送する方法と、専用ホームページより電子調査票をダウンロードし、入力の上、メールへの添付により返送する方法から選択できるようにした。

⑤については、自記式調査票(患者票)の配布は上記①～④の対象施設を通じて行い、回収は事務局宛の専用返信封筒により患者から直接郵送で行った。

⑥については、インターネット上での回答・回収とした。

調査実施時期は、令和5年7月31日から令和5年9月15日であった。

調査の概要③

4 回収結果

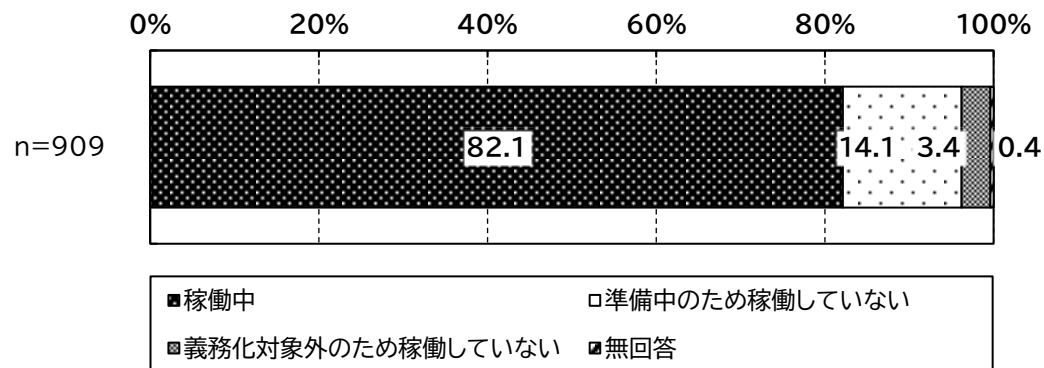
- 医科診療所調査の有効回答数(施設数)は909件、有効回答率は45.5%であった。
- 病院調査の有効回答数(施設数)は968件、有効回答率は48.4%であった。
- 歯科診療所調査の有効回答数(施設数)は996件、有効回答率は49.8%であった。
- 保険薬局調査の有効回答数(施設数)は1,099件、有効回答率は55.0%であった。
- 患者調査の有効回答数は、郵送調査が4,362件、インターネット調査が5,000件であった。

	発送数	有効回答数	有効回答率
医科診療所調査	2,000件	909件	45.5%
病院調査	2,000件	968件	48.4%
歯科診療所調査	2,000件	996件	49.8%
保険薬局調査	2,000件	1,099件	55.0%
患者調査(郵送調査)	-	4,362件	-
患者調査(インターネット調査)	-	5,000件	-

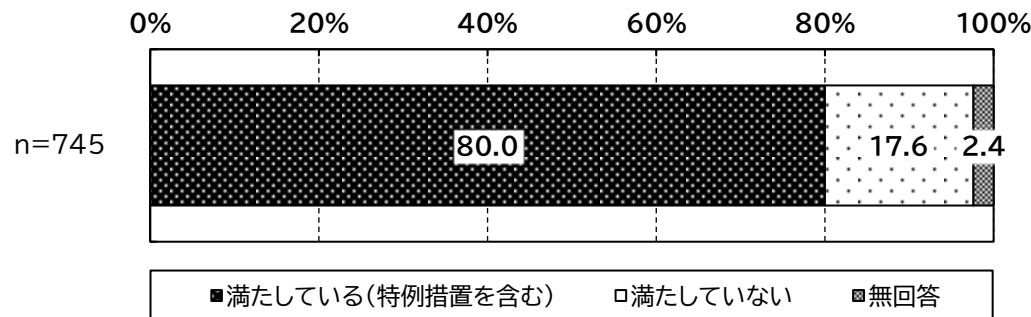
診療所調査

- オンライン資格確認等システムの導入状況は、「稼働中」が82.1%、「準備中のため稼働していない」が14.1%、「義務化対象外のため稼働していない」が3.4%であった。
- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準は、「満たしている（特例措置を含む）」が80.0%、「満たしていない」が17.6%であった。

図表 2-11 オンライン資格確認等システムの導入状況



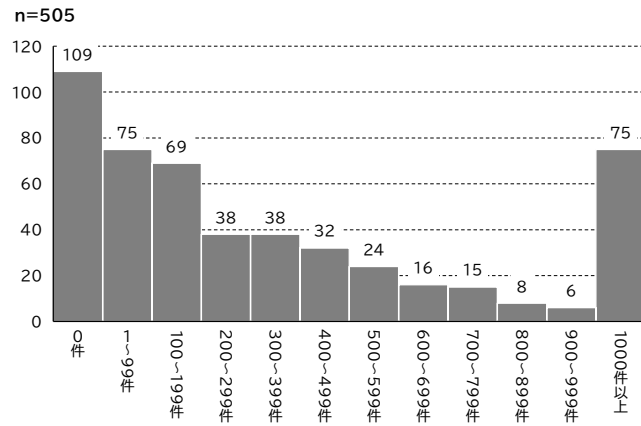
図表 2-23 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準



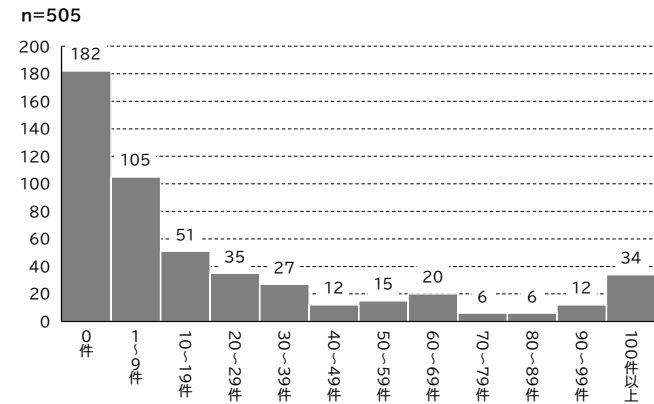
○ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準を満たしている（特例措置を含む）施設（596施設）に対して、令和5年4月～6月末における医療情報・システム基盤整備体制充実加算1、2及び3の算定件数を尋ねたところ、以下のとおりであった。

図表 2-24 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定件数の分布
（無回答を除く）

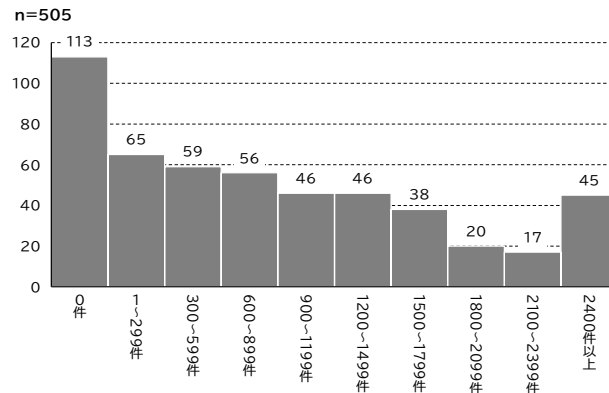
<医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1>



<医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2>

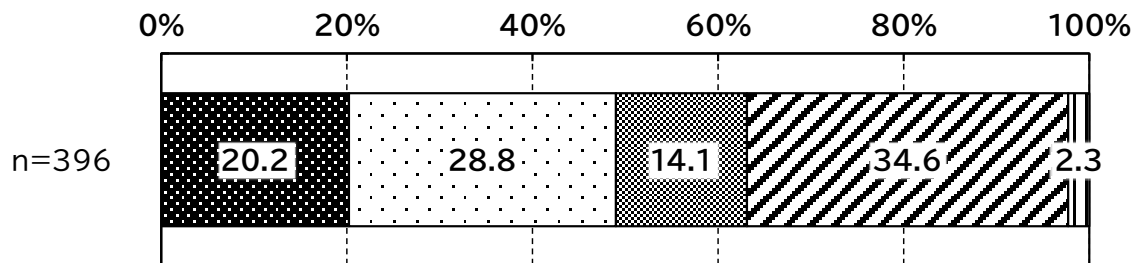


<医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3>



- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を1件以上算定している施設（396施設）に対して、診療情報等の取得について、マイナンバーカードの健康保険証利用による場合と比較して問診等により取得した場合の負担を尋ねたところ、「マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得よりも業務上の負担がかかった」が20.2%であり、マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得と、負担は変わらない」が28.8%であった。

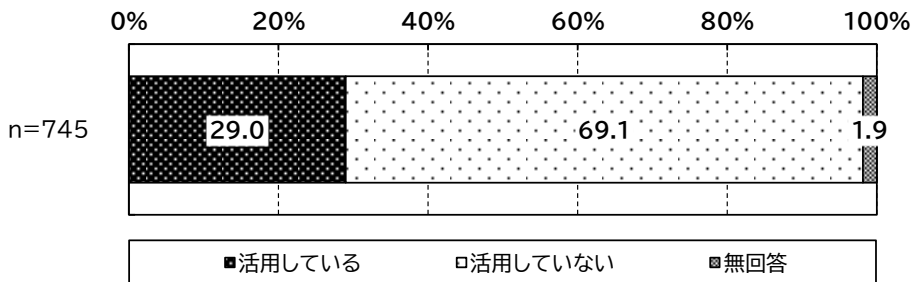
図表 2-27 診療情報等の全ての項目を問診等により取得した場合の負担
（医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を1件以上算定している施設）



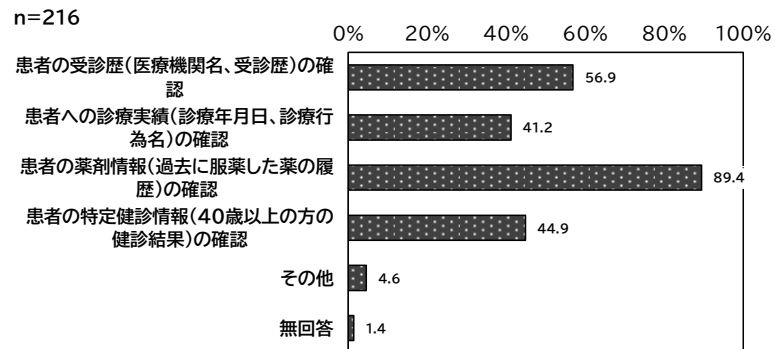
- 過去の受診歴や薬剤情報等の取得について、マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得よりも業務上の負担がかかった
- マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得と、負担は変わらない
- ▣マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得よりも負担は軽い
- わからない
- ▣無回答

○ マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用状況、活用内容、活用効果については、以下のとおりであった。

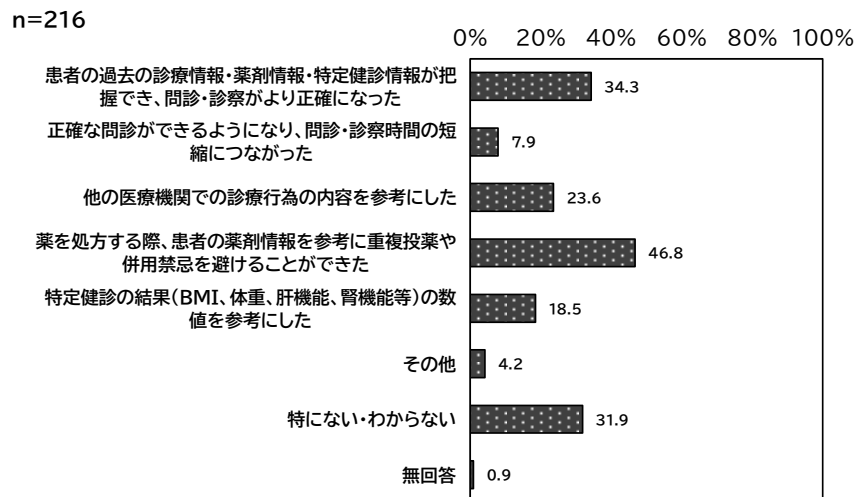
図表 2-29 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用状況



図表 2-31 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用内容（複数回答）
（マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設）

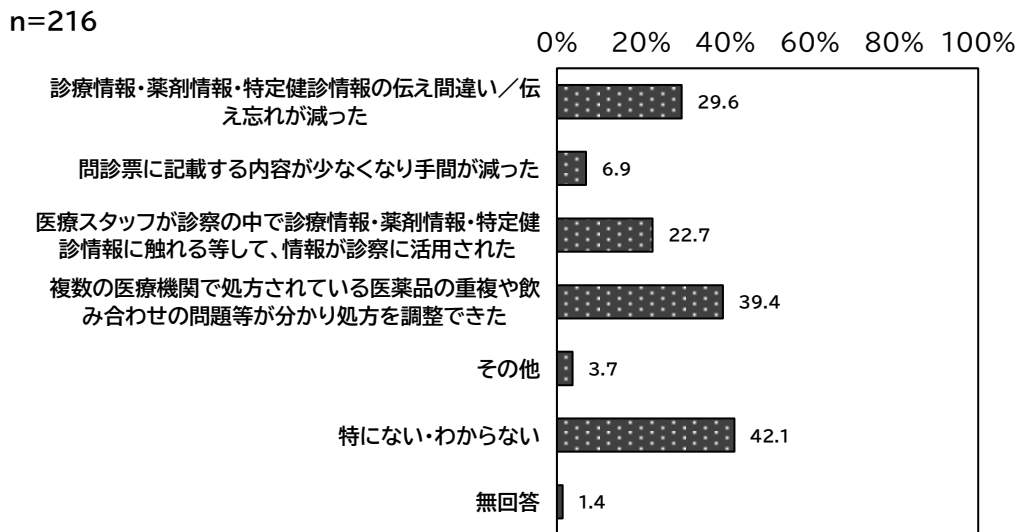


図表 2-35 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用効果（複数回答）
（マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設）

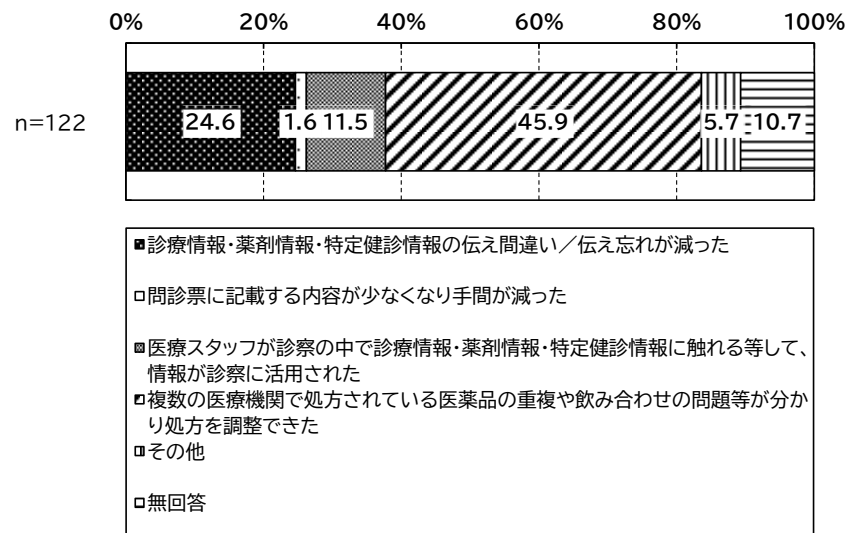


- マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設（216施設）に対して、マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットを尋ねたところ、「特にない・わからない」を除くと「複数の医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できた」が最も多く、39.4%であった（複数回答）。
- マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットを1つ以上選択した施設（123施設）における、最も患者へのメリットがあるものについては、「複数の医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できた」が45.9%であった。

図表 2-39 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリット（複数回答）
（マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設）



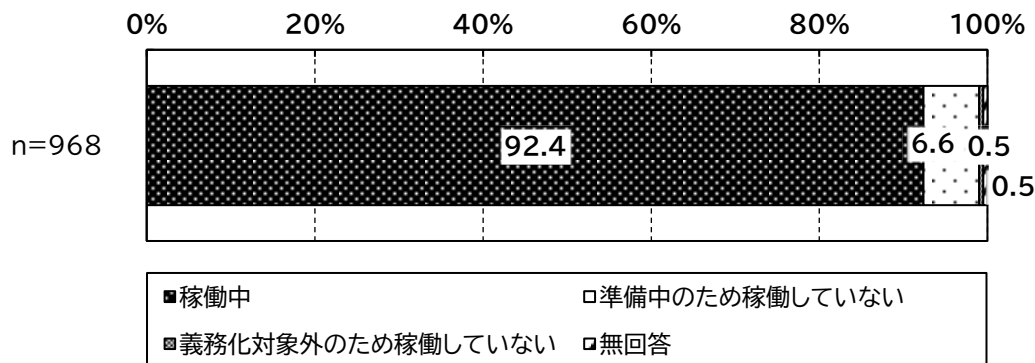
図表 2-40 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットのうち最大のもの



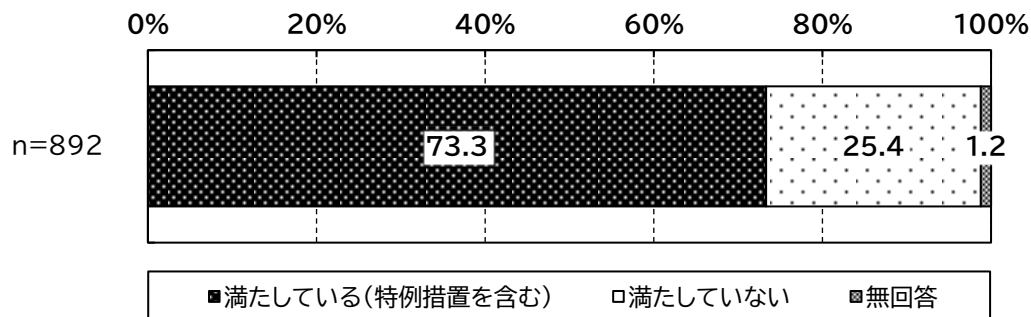
病院調査

- オンライン資格確認等システムの導入状況は、「稼働中」が92.4%、「準備中のため稼働していない」が6.6%、「義務化対象外のため稼働していない」が0.5%であった。
- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準は、「満たしている(特例措置を含む)」73.3%、「満たしていない」が25.4%であった。

図表 3-12 オンライン資格確認等システムの導入状況



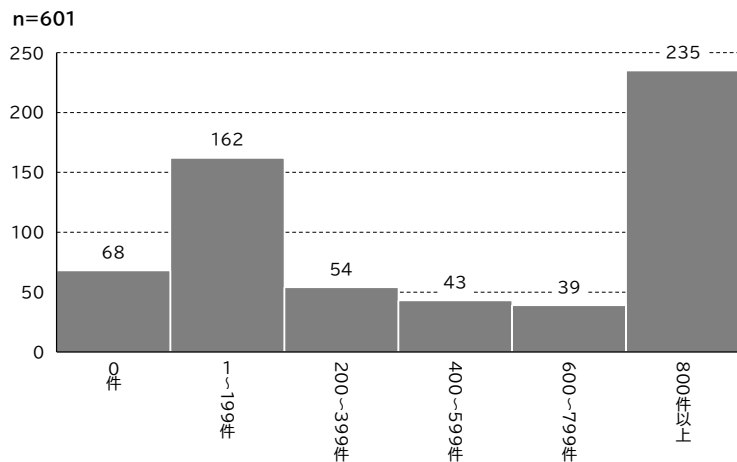
図表 3-23 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準



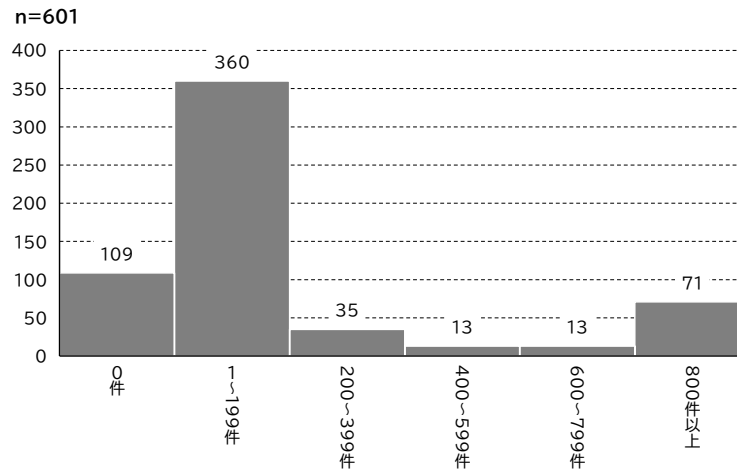
○ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準を満たしている（特例措置を含む）施設（654施設）に対して、令和5年4月～6月末における医療情報・システム基盤整備体制充実加算1、2及び3の算定件数を尋ねたところ、以下のとおりであった。（図表3-24， 25）

図表 3-24 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定件数の分布（無回答を除く）

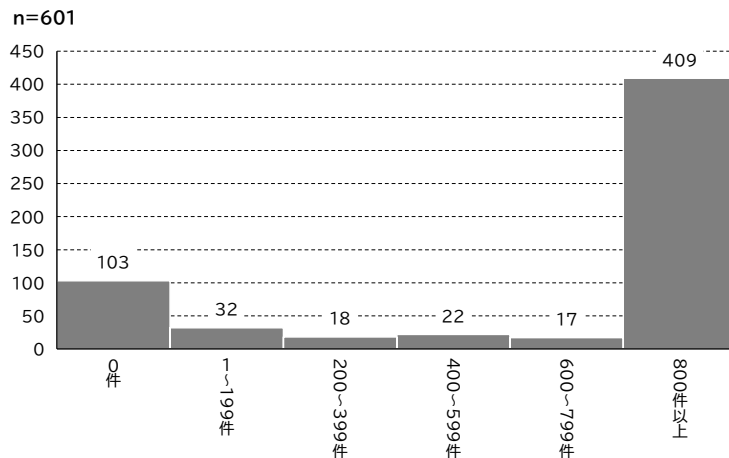
< 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 >



< 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 >

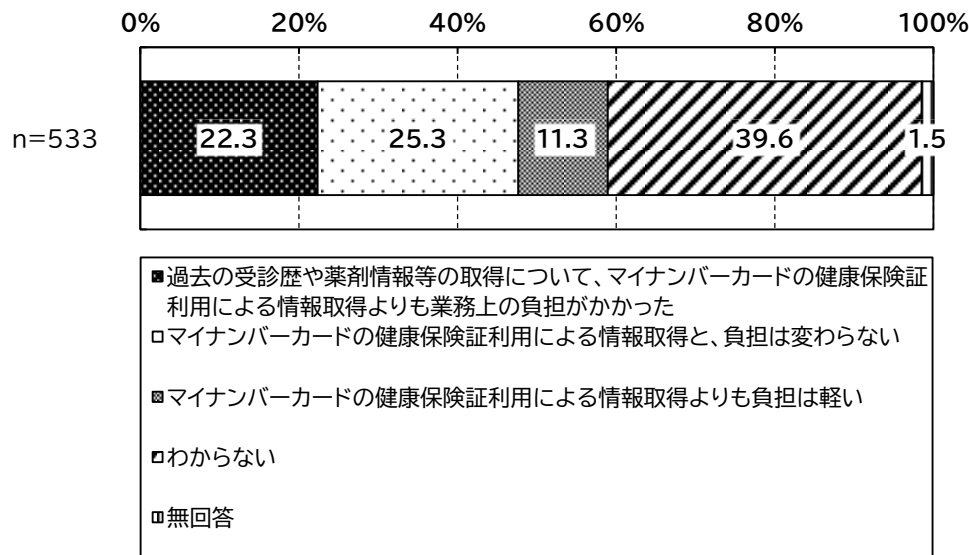


< 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3 >



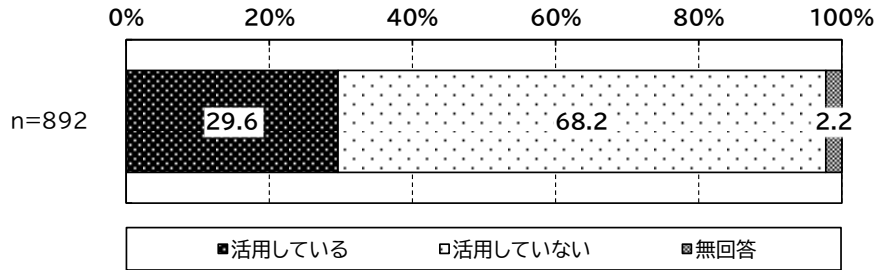
○ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を1件以上算定している施設（533施設）に対して、診療情報等の取得について、マイナンバーカードの健康保険証利用による場合と比較して、問診等により取得した場合の負担を尋ねたところ、「マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得よりも業務上の負担がかかった」が22.3%、「マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得と、負担は変わらない」が25.3%であった。

図表 3-27 診療情報等の全ての項目を問診等により取得した場合の負担
（医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を1件以上算定している施設）

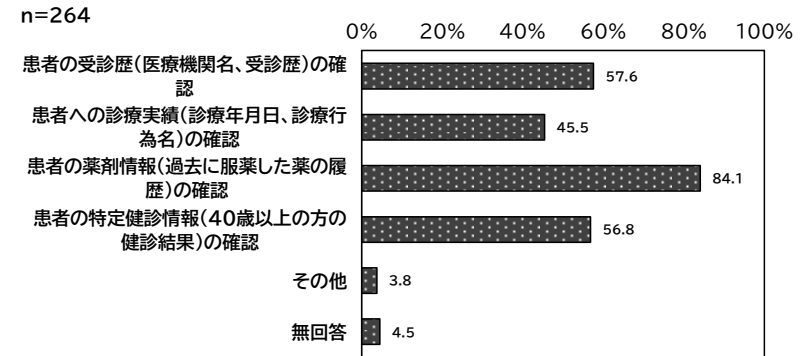


○ マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用状況、活用内容、活用効果については、以下のとおりであった。

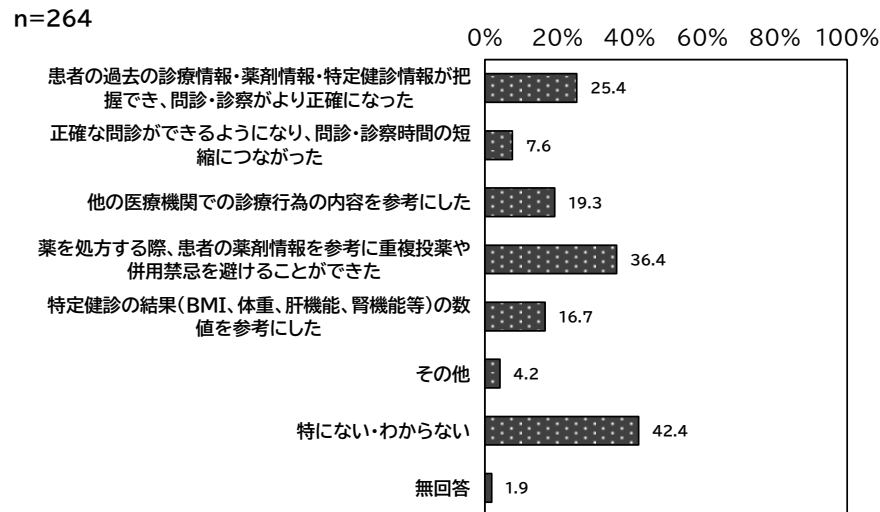
図表 3-29 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用状況



図表 3-31 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用内容（複数回答）
（マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設）



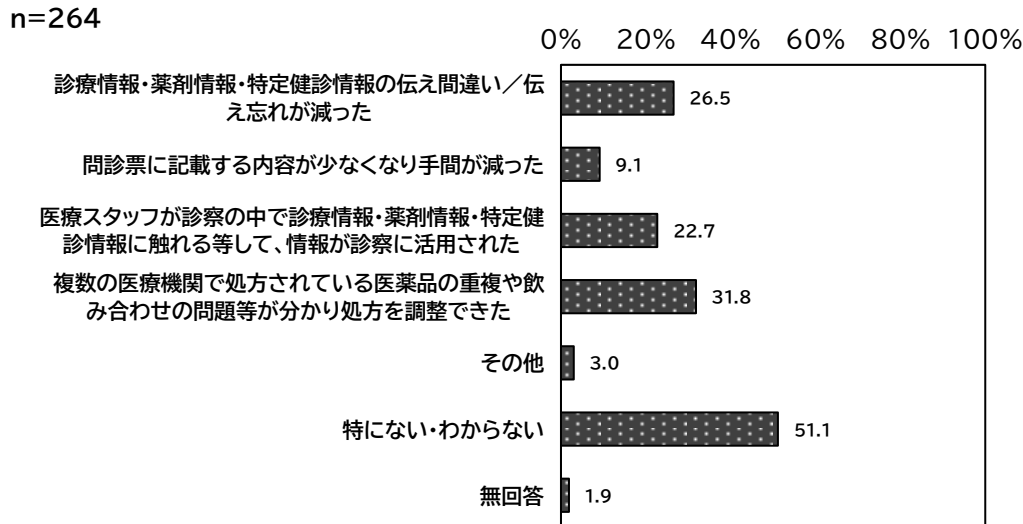
図表 3-35 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用効果（複数回答）
（マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設）



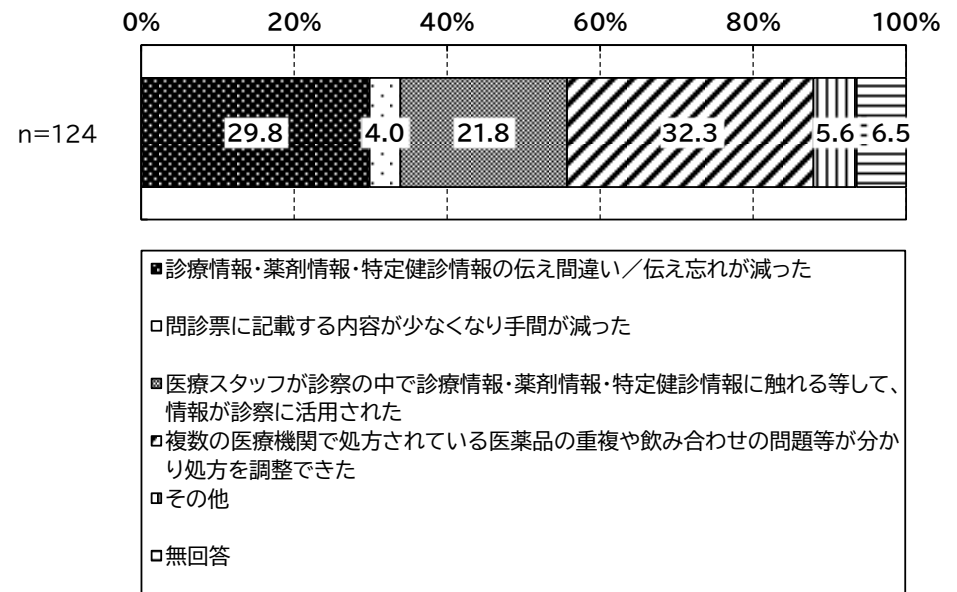
○ マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設（264施設）に対して、マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットを尋ねたところ、「複数の医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できた」が無回答を除き最も多く、31.8%であった（複数回答）。

○ マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットを1つ以上選択した施設（124施設）に、最も患者へのメリットがあるものを尋ねたところ、「複数の医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できた」が32.3%であった。

図表 3-39 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリット（複数回答）
（マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設）



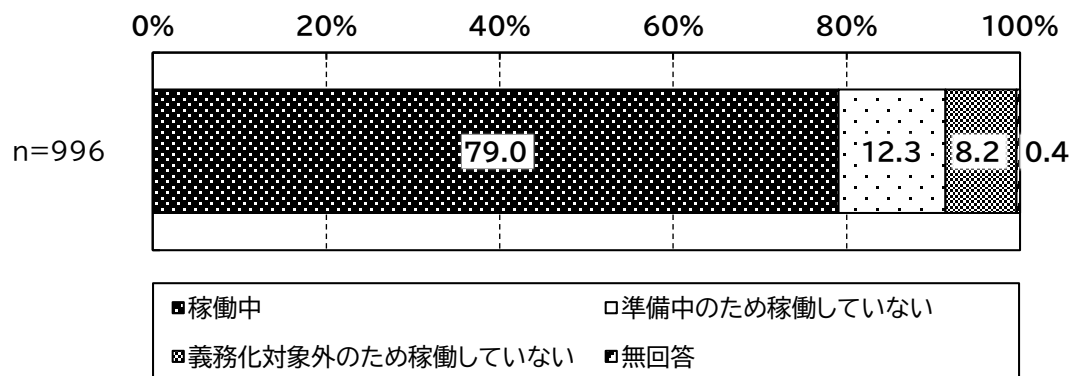
図表3-40 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットのうち最大のもの



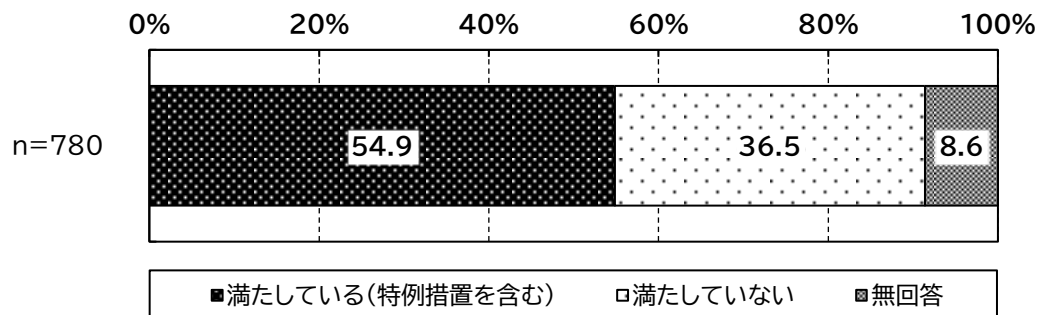
齒科診療所調査

- オンライン資格確認等システムの導入状況は、「稼働中」が79.0%、「準備中のため稼働していない」が12.3%、「義務化対象外のため稼働していない」が8.2%であった。
- オンライン資格確認等システムが「稼働中」で、レセプトの請求方法が「オンライン」または「電子媒体（光ディスク等）」と回答した場合、医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準を、「満たしている（特例措置を含む）」が54.9%、「満たしていない」が36.5%であった。

図表 4-5 オンライン資格確認等システムの導入状況



図表 4-17 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準



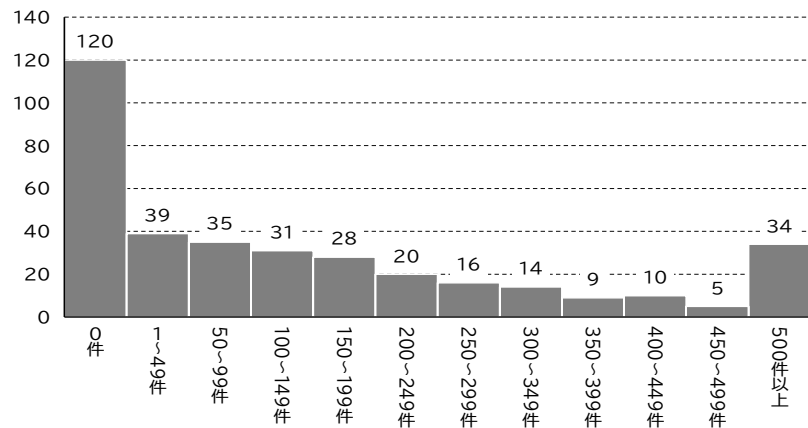
○ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準を満たしている（特例措置を含む）施設に対して、令和5年4月～6月末における医療情報・システム基盤整備体制充実加算1、2及び3の算定件数を尋ねたところ、以下のとおりであった。

図表 4-18 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定件数の分布

＜医療情報・システム基盤整備体制充実加算1＞

※初診時にマイナ保険証を利用しなかった場合等の加算

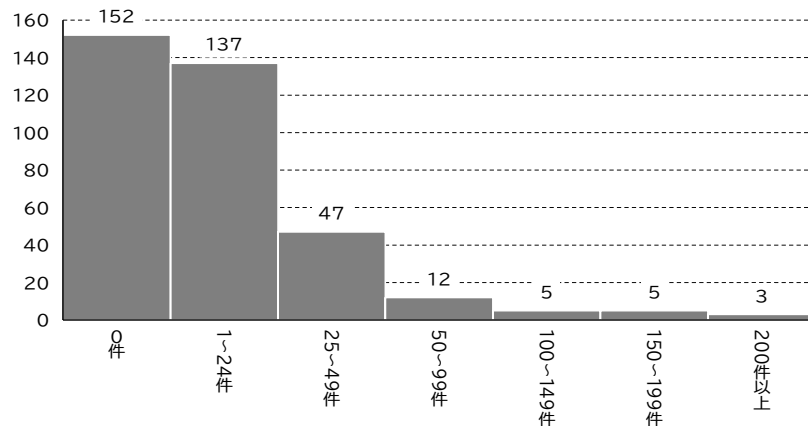
n=361



＜医療情報・システム基盤整備体制充実加算2＞

※初診時にマイナ保険証を利用した場合の加算

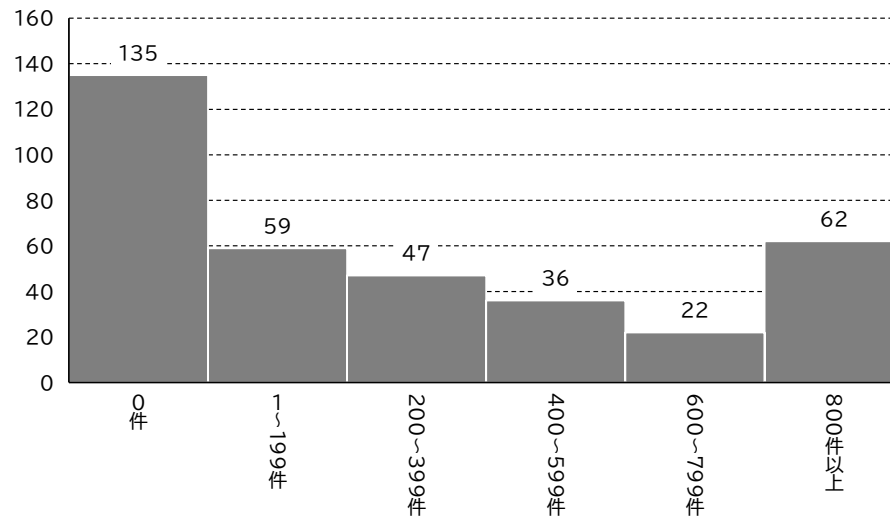
n=361



＜医療情報・システム基盤整備体制充実加算3＞

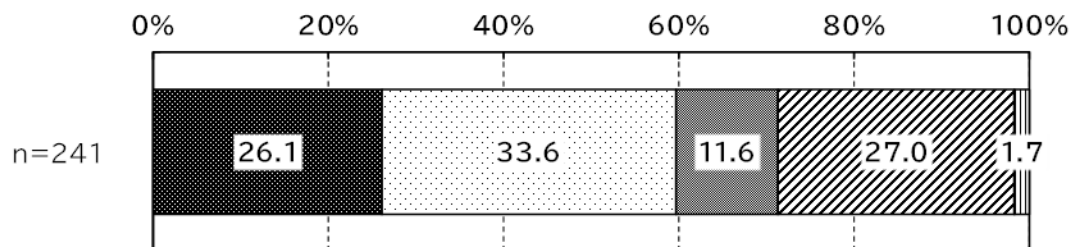
※再診時にマイナ保険証を利用しなかった場合等の加算

n=361



○ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を1件以上算定している施設に対して、診療情報等の取得について、マイナンバーカードの健康保険証利用場合と比較して、問診等により取得した場合の負担を尋ねたところ、「マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得と、負担は変わらない」が33.6%、「マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得よりも業務上の負担がかかった」が26.1%であった。

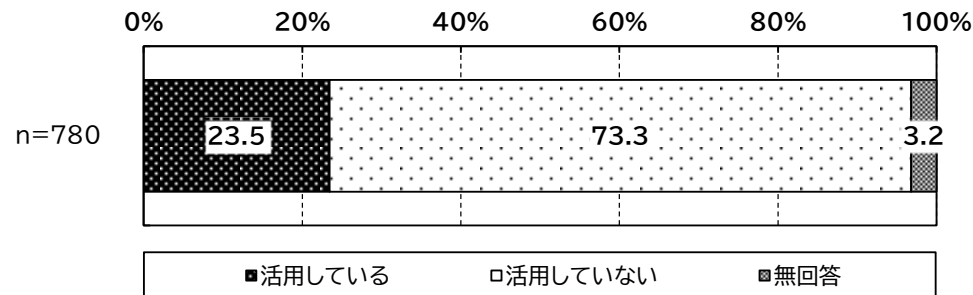
図表 4 21 診療情報等の全ての項目を問診等により取得した場合の負担
(医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を1件以上算定している施設)



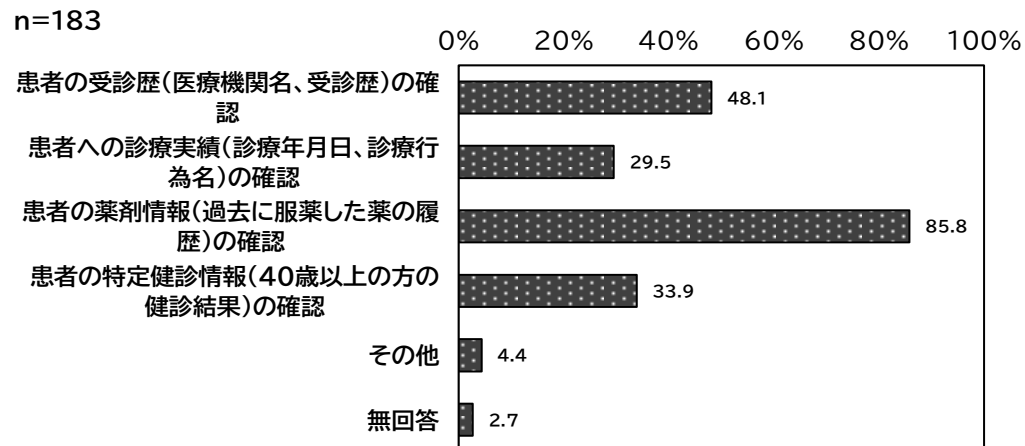
- 過去の受診歴や薬剤情報等の取得について、マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得よりも業務上の負担がかかった
- マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得と、負担は変わらない
- マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得よりも負担は軽い
- わからない
- 無回答

○ マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用状況、活用内容、活用効果については、以下の通りであった。

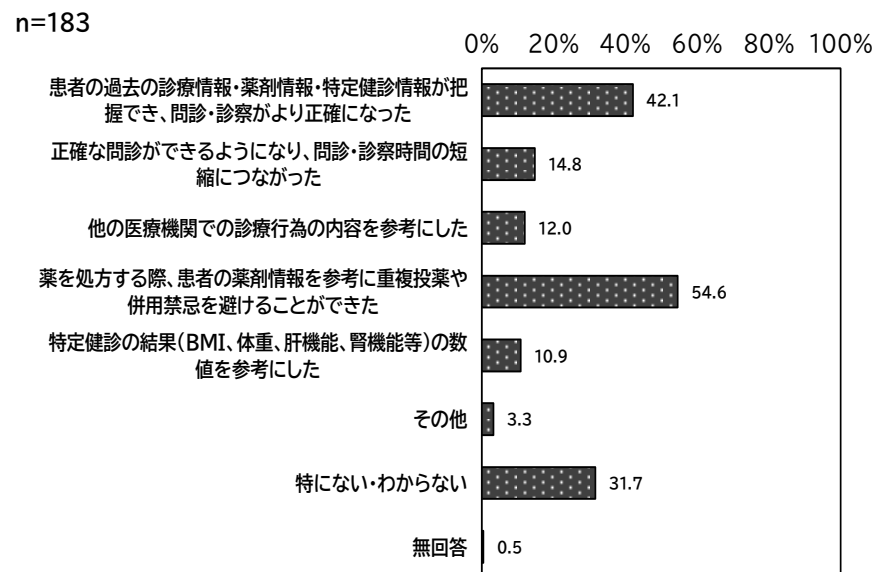
図表 4-23 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用状況



図表 4-25 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用内容（複数回答）（マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設）

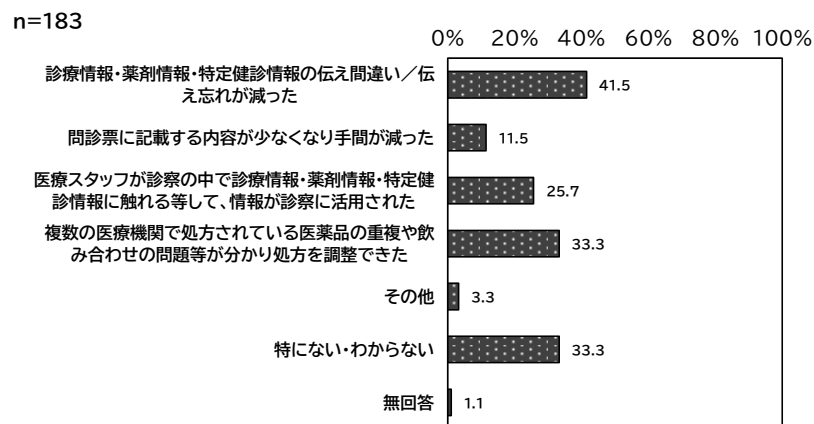


図表 4-29 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用効果（複数回答）（マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設）



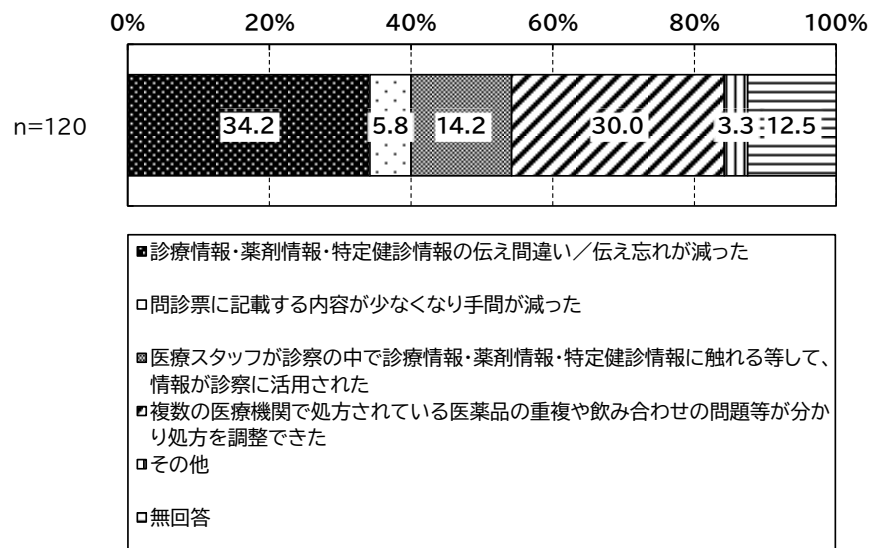
- マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設に対して、マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットを尋ねたところ、「診療情報・薬剤情報・特定健診情報の伝え間違い／伝え忘れが減った」が最も多く、41.5%であった（複数回答）。
- マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットを1つ以上選択した施設における、最も患者へのメリットがあるものについては、「診療情報・薬剤情報・特定健診情報の伝え間違い／伝え忘れが減った」が34.2%であった。

図表 4-33 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリット（複数回答）（マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設）



※「その他」の内容のうち、主なものは以下のとおり。
 ・お薬手帳を持ち歩かなくてもよくなった。
 ・保険証のかわりとして使用できる。

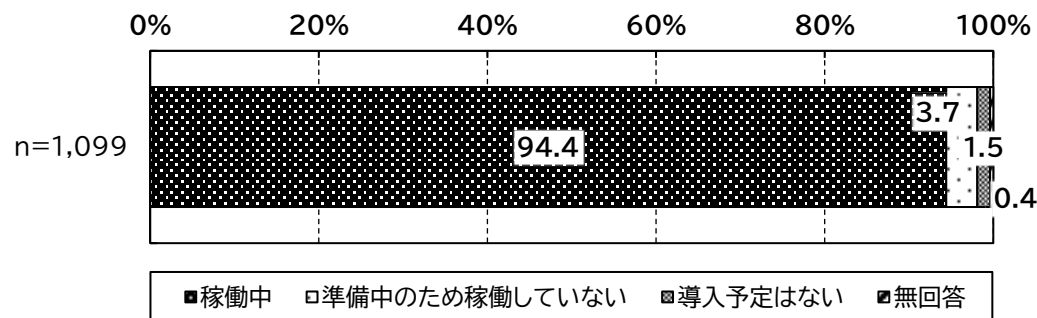
図表 4-34 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットのうち最大のもの



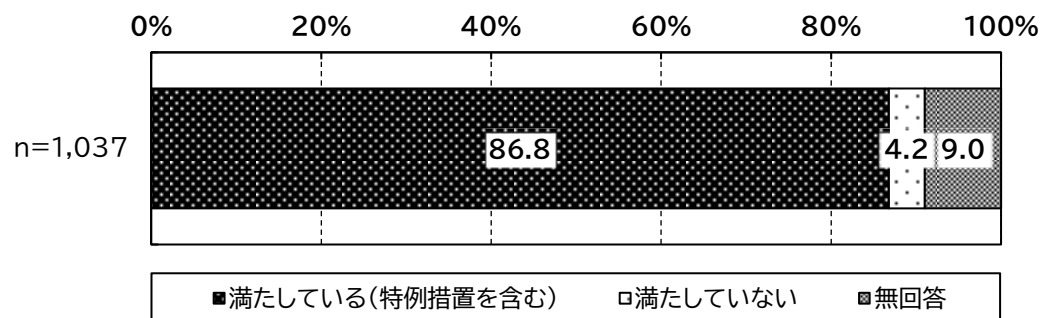
薬局調査

- オンライン資格確認等システムの導入状況は、「稼働中」が94.4%、「準備中のため稼働していない」が3.7%、「義務化対象外のため稼働していない」が1.5%であった。
- オンライン資格確認等システムが「稼働中」で、レセプトの請求方法が「オンライン」または「電子媒体（光ディスク等）」と回答した場合、医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準を、「満たしている（特例措置を含む）」が86.8%、「満たしていない」が4.2%であった。

図表 5-20 オンライン資格確認等システムの導入状況



図表 5-25 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準

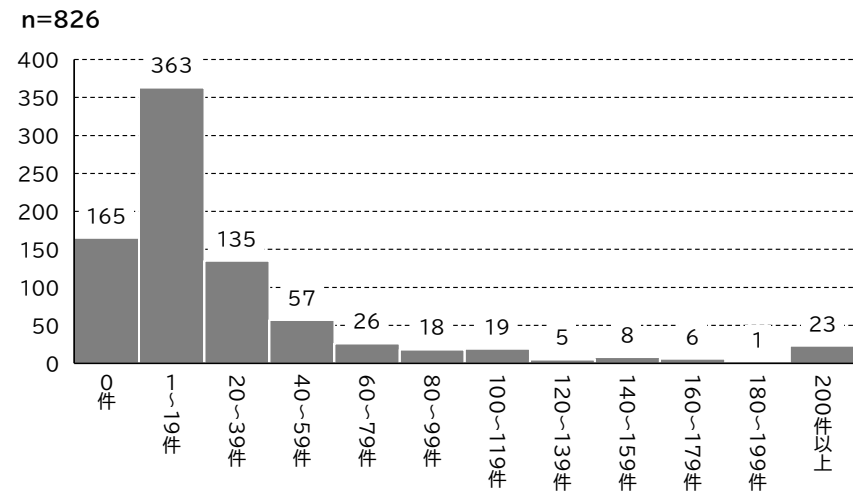
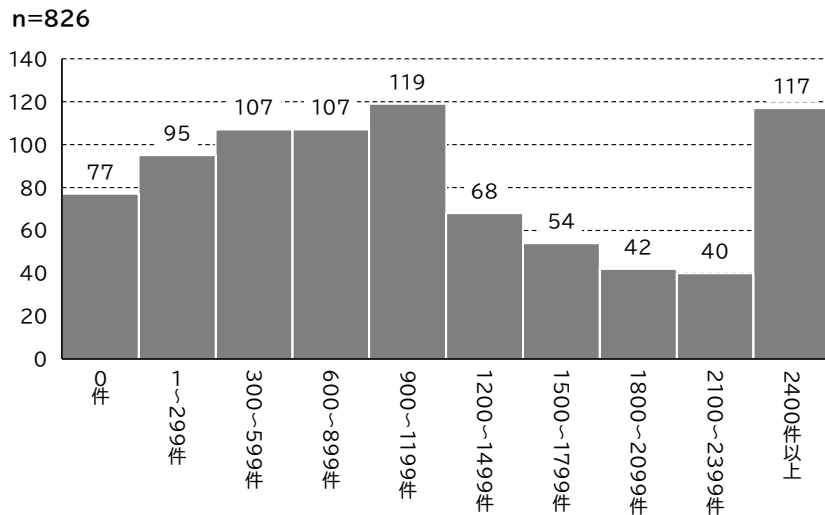


○ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準を満たしている（特例措置を含む）施設に対して、令和5年4月～6月末における医療情報・システム基盤整備体制充実加算1及び2の算定件数を尋ねたところ、以下のとおりであった。

図表 5-26 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定件数の分布
（医療情報・システム基盤整備体制充実加算における施設基準を満たしている施設別）

<医療情報・システム基盤整備体制充実加算1>
※調剤時にマイナ保険証を利用しなかった場合等の加算

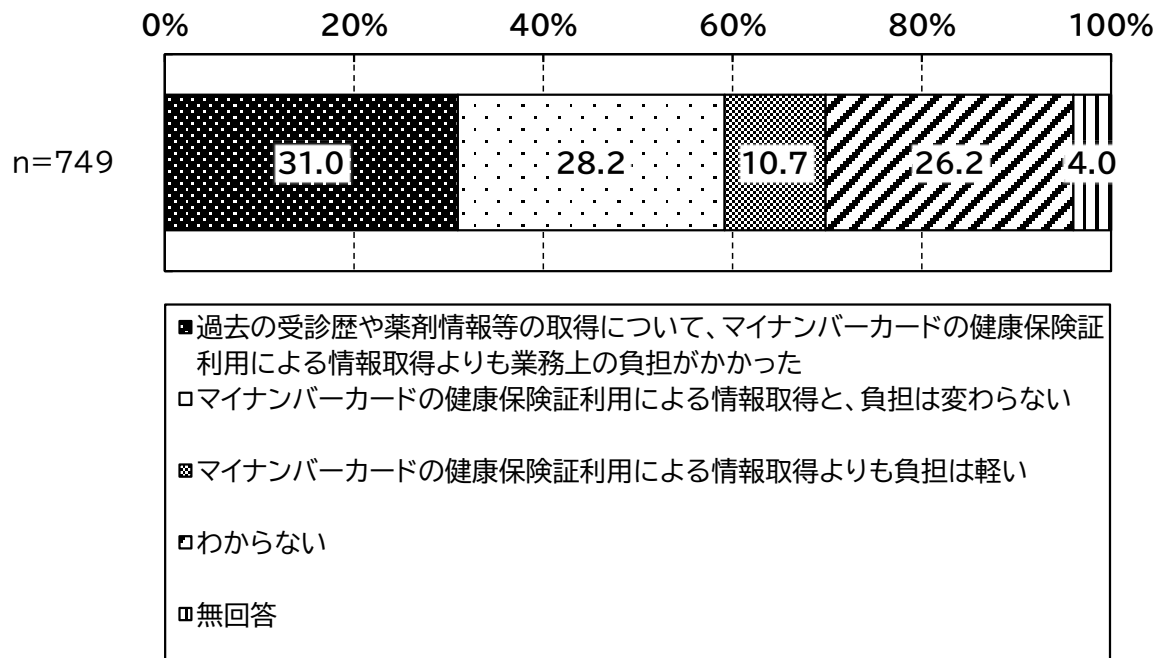
<医療情報・システム基盤整備体制充実加算2>
※調剤時にマイナ保険証を利用した場合等の加算



※無回答を除く施設を集計対象とした。

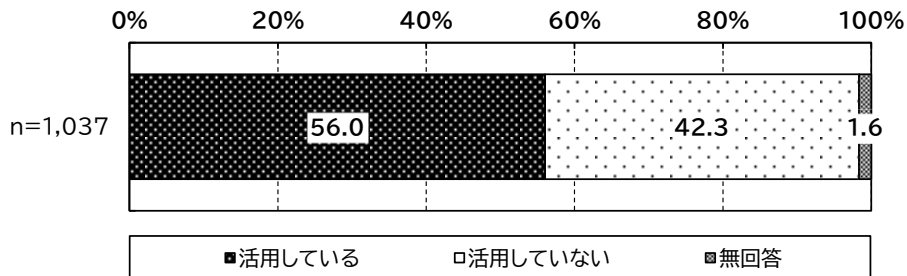
○ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を1件以上算定している施設に対して、診療情報等の取得について、マイナンバーカードの健康保険証利用による場合と比較して、問診等により取得した場合の負担を尋ねたところ、「マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得よりも業務上の負担がかかった」が31.0%、「マイナンバーカードの健康保険証利用による情報取得と、負担は変わらない」が28.2%であった。

図表 5-29 診療情報等の全ての項目を問診等により取得した場合の負担
(医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を1件以上算定している施設)

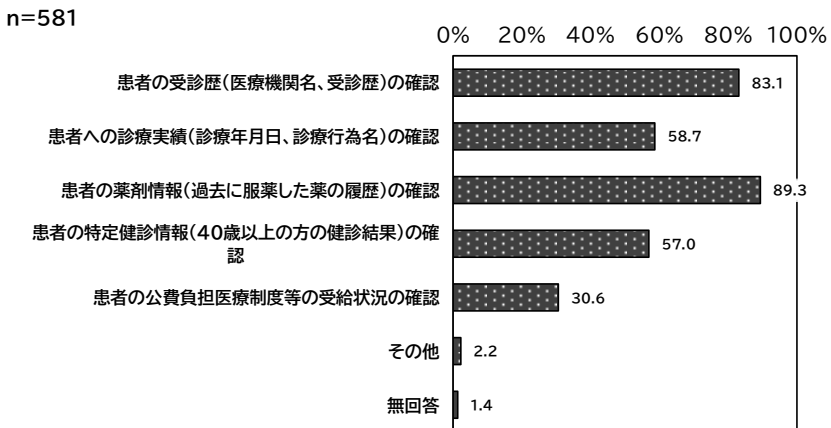


○ マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用状況、活用内容、活用効果については、以下のとおりであった。

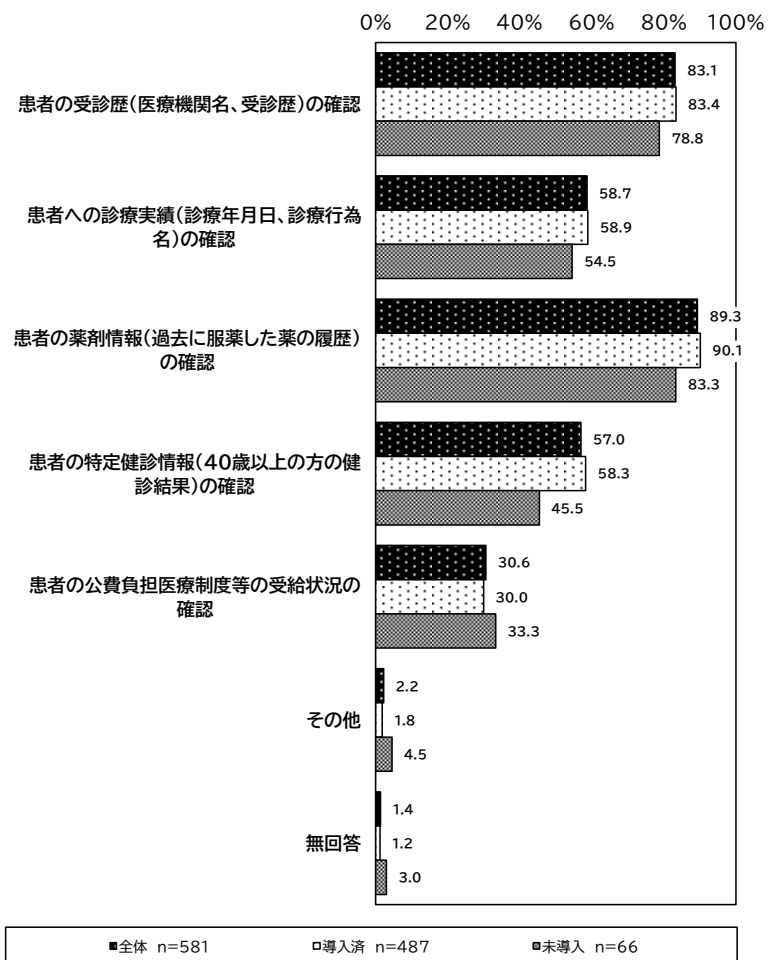
図表 5-30 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用状況



図表 5-31 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用内容（複数回答）
（マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設）

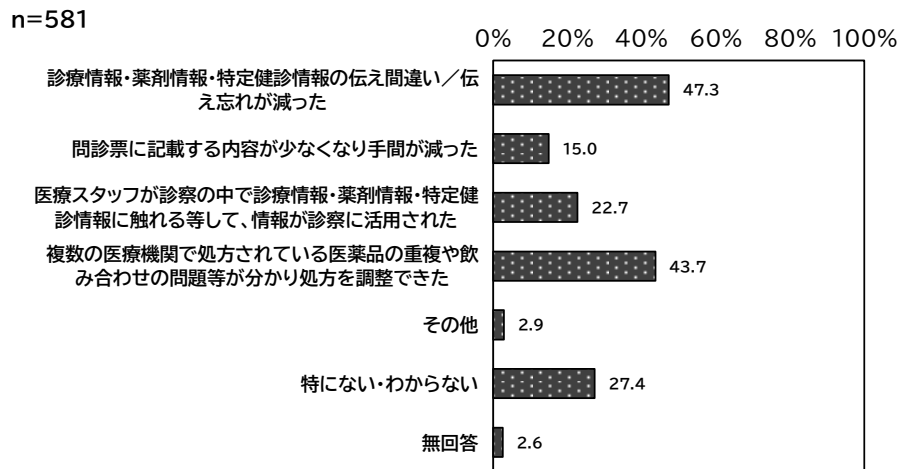


図表 5-33 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用内容（電子薬歴システムの導入状況別）



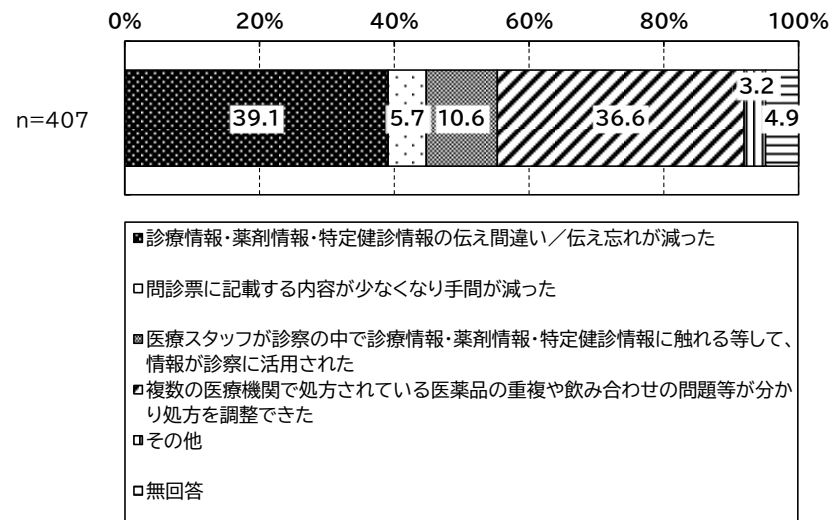
- マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設に対して、マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットを尋ねたところ、「診療情報・薬剤情報・特定健診情報の伝え間違い／伝え忘れが減った」が最も多く、47.3%であった（複数回答）。
- マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットを1つ以上選択した施設（407施設）における、最も患者へのメリットがあるものについては、「診療情報・薬剤情報・特定健診情報の伝え間違い／伝え忘れが減った」が39.1%であった。

図表 5-37 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリット（複数回答）
（マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報を活用している施設）



※「その他」の内容のうち、主なものは以下のとおり。
・保険証を忘れても保険適用される。

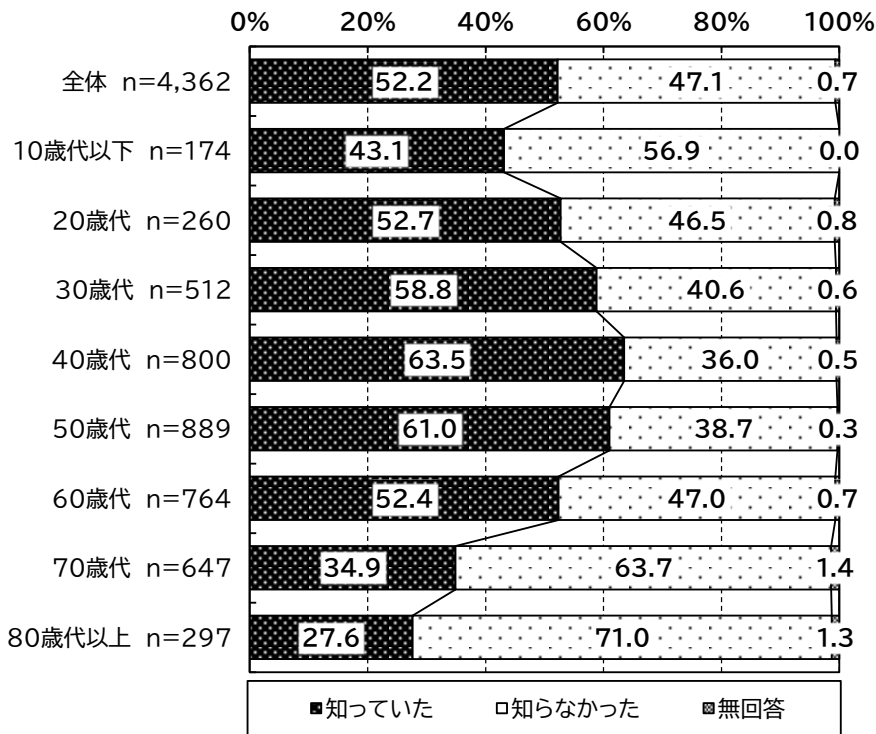
図表 5-38 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用による患者へのメリットのうち最大のもの



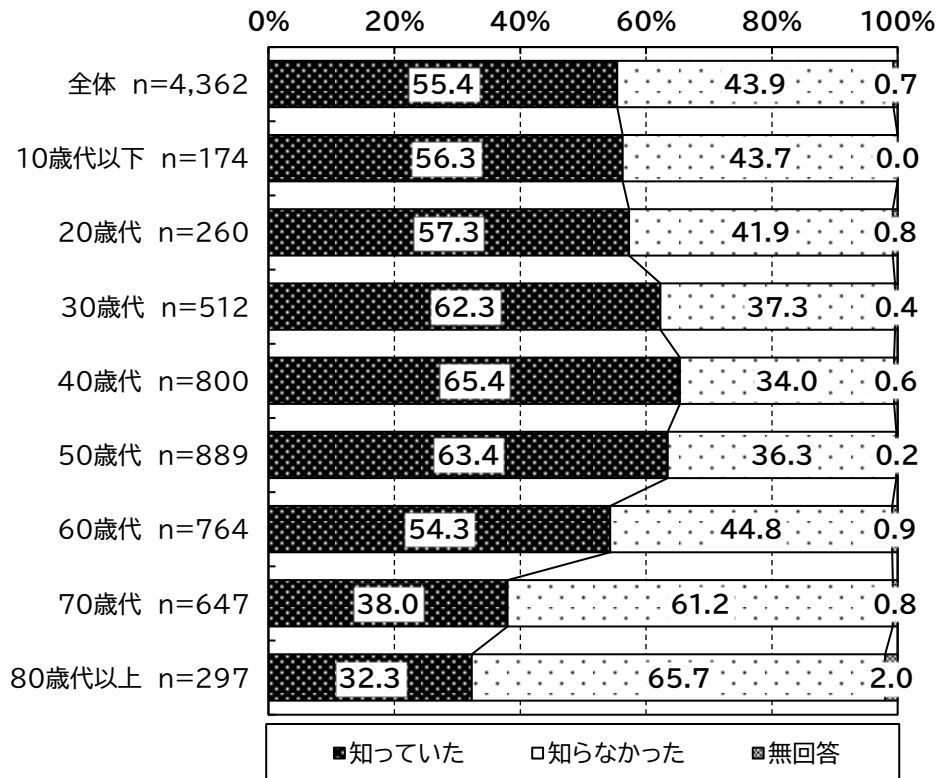
患者調査（郵送調査）

- マイナンバーカードの健康保険証利用に対応した医療機関・薬局では、診療報酬の加算の算定がされることを知っていたか尋ねたところ、全体で「知っていた」が52.2%、「知らなかった」が47.1%であった。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、医療費負担が低くなることについて、全体で「知っていた」が55.4%、「知らなかった」が43.9%であった。

図表 6-18 マイナンバーカードの健康保険証利用に対応した医療機関・薬局での診療報酬の加算算定の認知度（年代別）

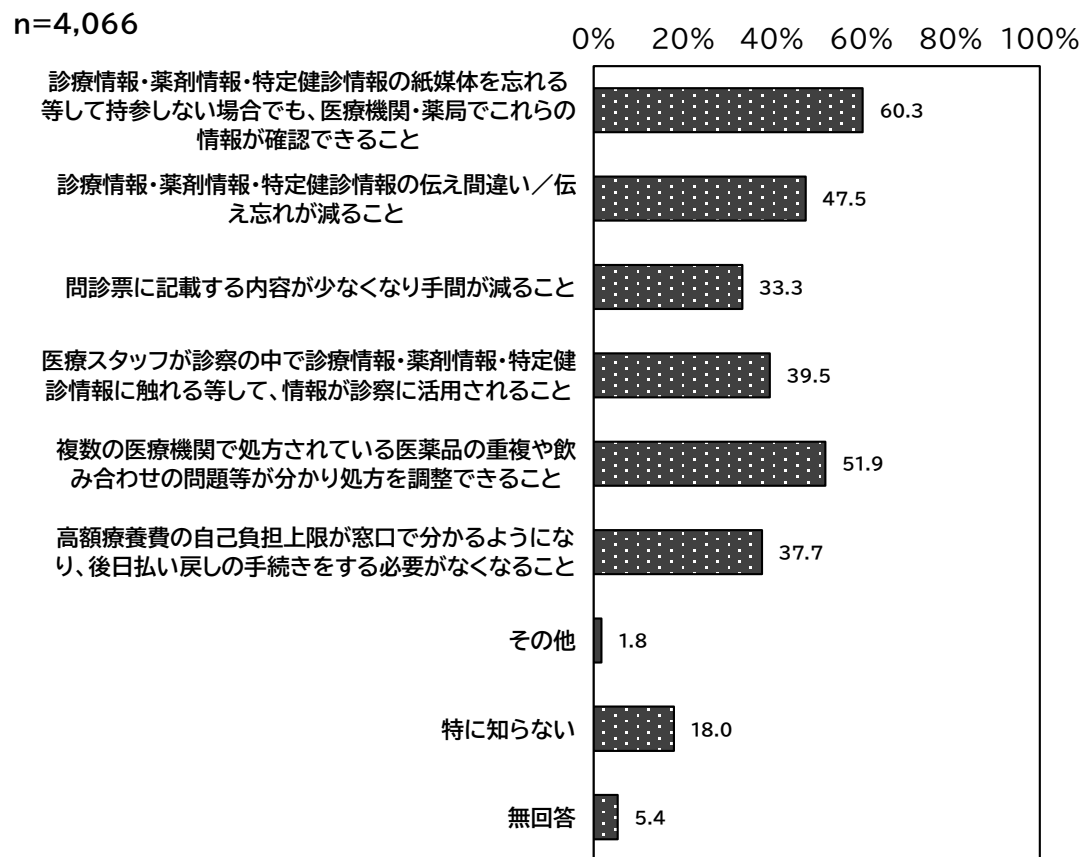


図表 6-21 マイナンバーカードの健康保険証利用による医療費負担軽減の認知度（年代別）



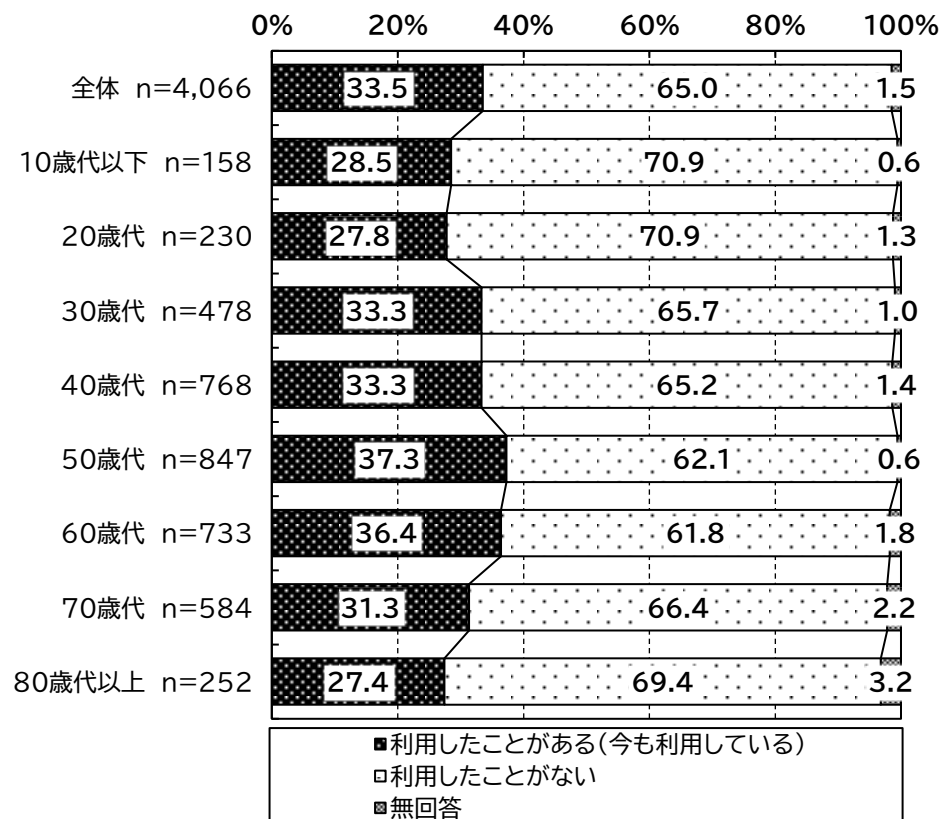
○ マイナンバーカードの健康保険証利用ができることを知っている人（4,066人）に対して、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際、認知しているメリットを尋ねたところ、「診療情報・薬剤情報・特定健診情報の紙媒体を忘れる等して持参しない場合でも、医療機関・薬局でこれらの情報が確認できること」が最も多く、60.3%であった（複数回答）。

図表 6-32 マイナンバーカードの健康保険証利用
で認知しているメリット（複数回答）



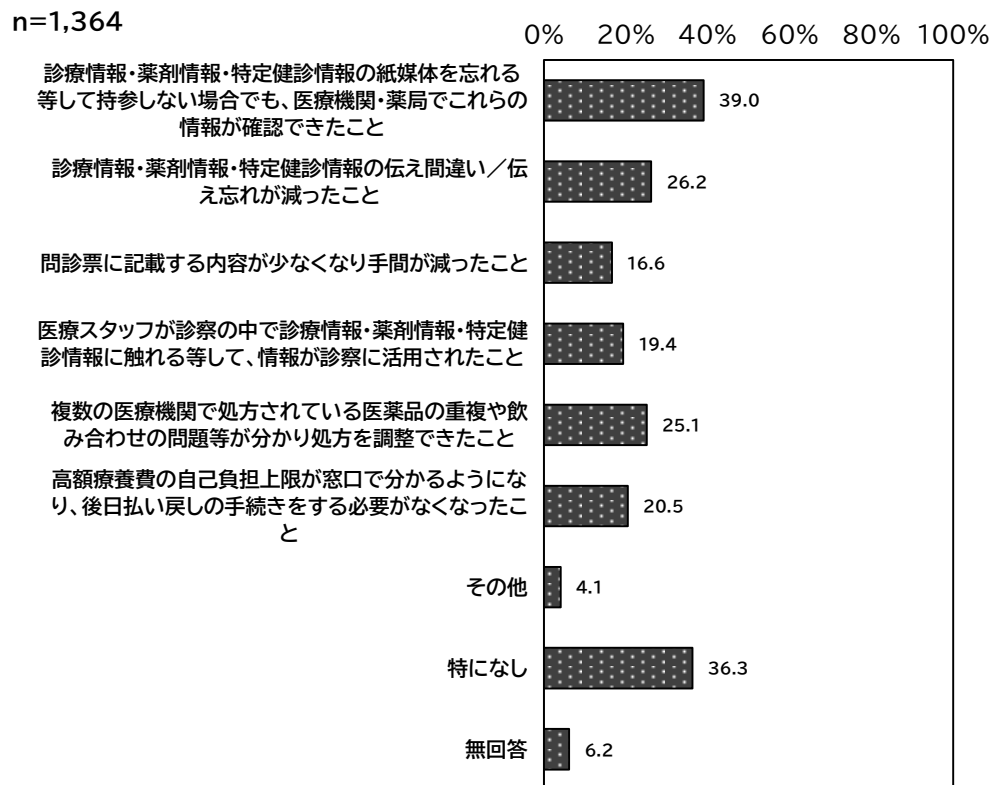
○ マイナンバーカードの健康保険証利用ができることを知っている人（4,066人）に対して、マイナンバーカードの健康保険証利用の利用状況を尋ねたところ、全体で「利用したことがある（今も利用している）」が33.5%、「利用したことがない」が65.0%であった。

図表 6-37 マイナンバーカードの健康保険証利用
の利用状況（年代別）



○ マイナンバーカードを健康保険証として利用したことがある（今も利用している）人（1,364人）に対して、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際、実際に感じたメリットを尋ねたところ、「診療情報・薬剤情報・特定健診情報の紙媒体を忘れる等して持参しない場合でも、医療機関・薬局でこれらの情報が確認できたこと」が最も多く、39.0%であった（複数回答）。

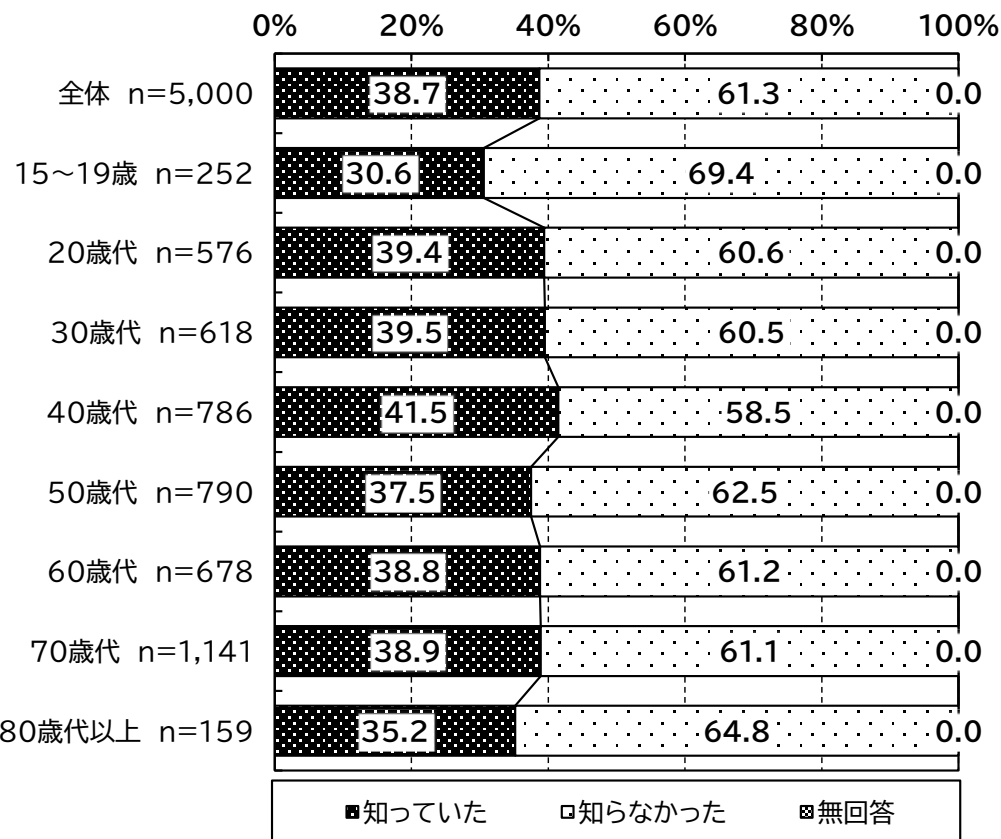
図表 6-46 マイナンバーカードの健康保険証利用で実感したメリット（複数回答）（マイナンバーカードを健康保険証として利用したことがある人）



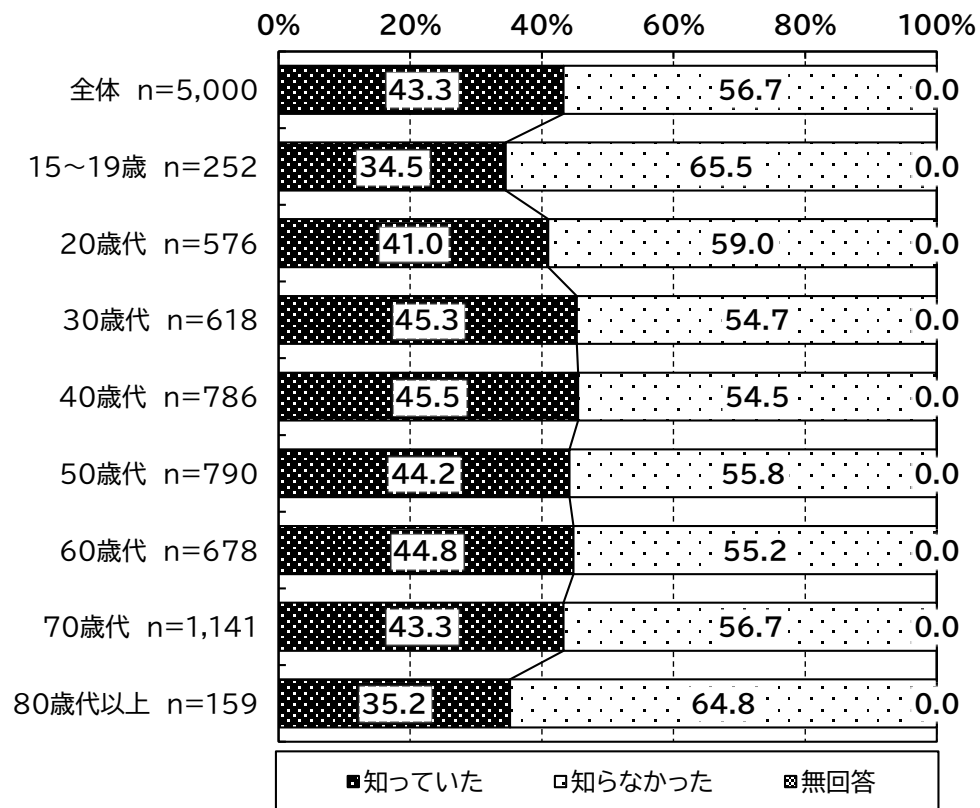
患者調査（インターネット調査）

- マイナンバーカードの健康保険証利用に対応した医療機関・薬局では、診療報酬の加算の算定がされることを、全体で「知っていた」が38.7%、「知らなかった」が61.3%であった。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、医療費負担が低くなることを知っていたか尋ねたところ、全体で「知っていた」が43.3%、「知らなかった」が56.7%であった。

図表 7-27 マイナンバーカードの健康保険証利用に対応した医療機関・薬局での診療報酬の加算算定の認知度（年代別）

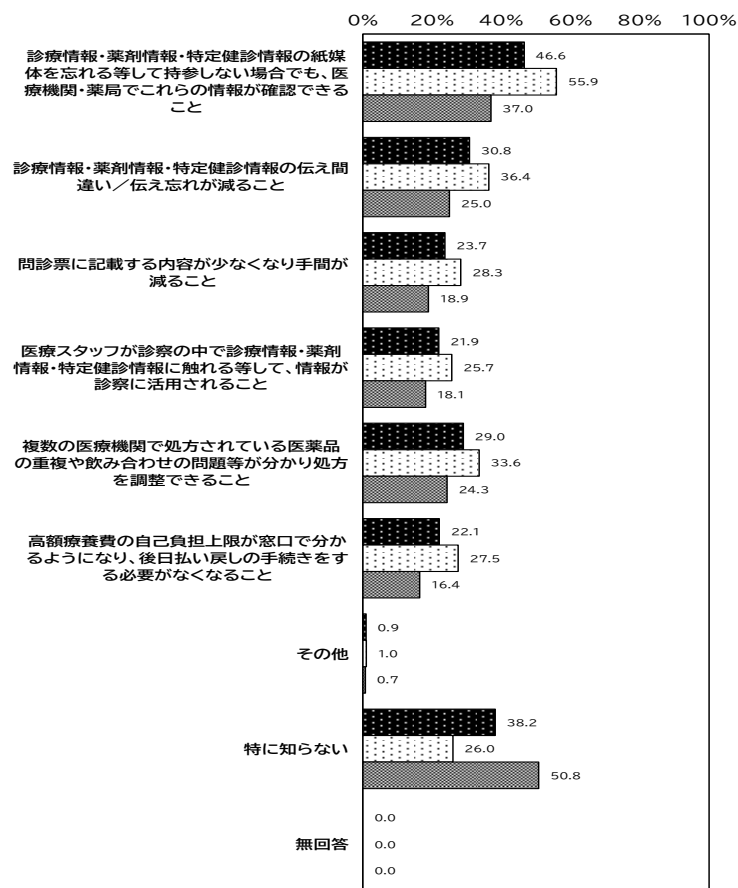


図表 7-31 マイナンバーカードの健康保険証利用による医療費負担軽減の認知度（年代別）



○ マイナンバーカードの健康保険証利用ができることを知っている人（4,693人）に対して、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際、認知しているメリットを尋ねたところ、全体で「診療情報・薬剤情報・特定健診情報の紙媒体を忘れる等して持参しない場合でも、医療機関・薬局でこれらの情報が確認できること」が最も多く、46.6%であった（複数回答）。

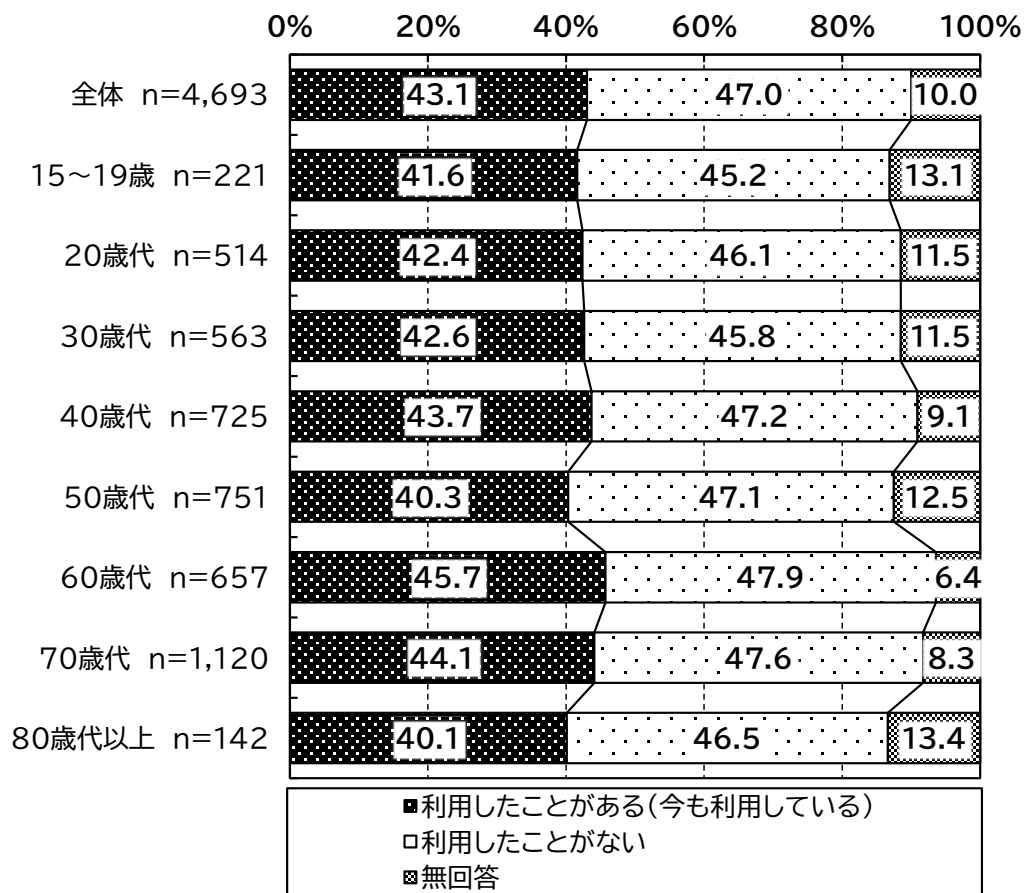
図表 7-46 マイナンバーカードの健康保険証利用で認知しているメリット
（複数回答）（マイナンバーカードの健康保険証利用・直近3
か月以内の受診又は処方箋持参の有無別）



■全体 n=4,693
 □マイナ保険証を利用して直近3か月以内の受診又は処方箋持参あり n=2,385
 ▨マイナ保険証を利用して直近3か月以内の受診又は処方箋持参なし n=2,308

○ マイナンバーカードの健康保険証利用ができることを知っている人（4,693人）に対して、マイナンバーカード健康保険証利用の利用状況を尋ねたところ、全体で「利用したことがある（今も利用している）」が43.1%、「利用したことがない」が47.0%であった。

図表 7-54 マイナンバーカードの健康保険証利用
の利用状況（年代別）



○ マイナンバーカードを健康保険証として利用（マイナ保険証として利用）したことがある（今も利用している）人（2,021人）に対して、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際、実際に感じたメリットを尋ねたところ、全体で「診療情報・薬剤情報・特定健診情報の紙媒体を忘れる等して持参しない場合でも、医療機関・薬局でこれらの情報が確認できたこと」が、35.1%であった（複数回答）

図表 7-65 マイナンバーカードの健康保険証利用で実感したメリット（複数回答）

